

河津町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、河津町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談体制の整備・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、河津町には相談員数がないと伺っております。相談がないからと思いがちかもしれませんが、人口 1000 人あたりの相談件数が 1.4 件と、かなり低い数値を示しております。人口 1000 人あたりの相談件数が少ないことは、一見良いように思えるかもしれませんが、これは被害件数が少ないことを意味せず、どこの地域でも一定の被害者がいるといわれておりますので、むしろ被害者が顕在化していないことになるでしょう。相談員の配置が期待される場所ですが、人口規模からみて独自で相談員の配置が困難であるならば、近隣の自治体などと提携して、共同で消費生活相談体制を整備していくことも考えられると思います。いずれにしても、相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけるよう要望いたします。

#### 2. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。